

令和元年度(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

みよし市まちづくり土地利用条例の 施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

令和元年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

◆ 特定開発事業

令和元年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は 26 件でした。この中で、手続を終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 3 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中などです。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ 小規模開発事業

令和元年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 55 件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）は 1 件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

★ みよし市まちづくり審議会の意見

条例の施行状況についてのみよし市まちづくり審議会の意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面により意見集約及び決議を行いました。

令和元年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日受付分）は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

① 構想届出書		処理状況				単位：件
受付件数		開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ		
9		9	0	0		
② 開発計画書		処理状況				単位：件
受付件数		助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
26		24	0	1	1	45.8
上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数		意見書の提出	公聴会開催請求			
		4	0			
③ 協議後開発計画書		処理状況				単位：件
助言・勧告しないとした件数		中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ	命令の有無の通知までの平均日数
24		24	0	0	0	52.6
変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数		変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出			
		3	0			
※1：変更内容 予定建築物の一部廃止1件、緑化の位置及び面積の変更2件						
④ 工事完了届		処理状況				単位：件
命令をしないとした件数		検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	検査結果の通知までの平均日数
24		3	0	0	21	204.3
上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数						
		0				

(2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他	合計
住環境保全区域B		3					2		5
住環境保全区域B・教育環境保全区域		2							2
住環境保全区域C・教育環境保全区域	1	1			1				3
農業保全区域			1		2		1		4
農業保全区域・防災調整区域			1		1				2
農業保全区域・防災調整区域・教育環境保全区域			1						1
集落居住区域	2								2
集落居住区域・教育環境保全区域	1								1
指定なし		1	4	1					6
合計		4	7	7	1	4	0	3	26

※1：その他 住環境保全区域B：盛土工事1件、サービス付き高齢者向け住宅の建築1件

農業保全区域：特別養護老人ホーム及びグループホームの建築

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処理状況			
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ
55	55	0	0	0

(2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A		16	1						17
住環境保全区域A・教育環境保全区域		16						1	17
住環境保全区域B		2		2	1				5
住環境保全区域B・教育環境保全区域		1	1		1				3
住環境保全区域C			1		1				2
住環境保全区域C・農業保全区域			1						1
住環境保全区域C・集落居住区域・教育環境保全区域				1					1
農業保全区域				1	2				3
集落居住区域		1						1	2
教育環境保全区域			1	1					2
防災調整区域			1					1	2
合 計		32	5	5	5	5	0	3	55

※1：その他 住環境保全区域A・教育環境保全区域：宅地造成

集落居住区域：宅地造成

防災調整区域：駐車場管理施設の建築

3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

(1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件 数	処理状況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
1	適用しない	工業用地開発（福田池下地区）	みよし市土地開発公社